

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：平成31年4月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 平成29年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成30年4月～ 社内検討委員会での検討開始
- 平成31年4月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 平成31年4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、制度の周知や情報提供、管理職の研修を行う。

<対策>

- 平成29年4月～ 現状を把握
- 平成30年4月～ 周知方法や研修内容の検討
- 平成31年4月～ 職員への周知
研修の実施